

松下和夫編著

『環境ガバナンス論』

(京都大学学術出版会、二〇〇七年)

石川 良 文

1 はじめに

現代の環境問題は、典型七公害に代表される公害問題から地球温暖化などの地球環境問題への拡大に見られるように、空間的時間的な広がりを持ち、さらに関連する主体が多様化し、その関係も複雑化している。深刻化する環境問題に対処し、持続可能な社会を構築するための仕組みやプロセスを論じる環境ガバナンスが、近年脚光を浴びているところであるが、本書はその環境ガバナンスの理論的課題と最新の研究到達点を明らかにするものである。

本書は京都大学を中心とする一三人の研究者により執筆され、環境政策論を主な専攻分野とする松下和夫氏の他、環境経済、環境法、環境工学など様々な分野の研究者による学際的な取り組みの成果である。個々の章は各執筆者による独立した内容で構成されており、四部構成で全一三章からなる。第I部は本書の導入部として位置づけられ、編著者自らによる環境ガバナ

ンスの定義や意義の他、環境ガバナンスの分析方法、真のエコテクノロジーのための技術ガバナンス論が展開されている。第II部から第IV部までは、各論として非政府アクターの役割、流域管理を題材としたガバナンスのあり方、都市のガバナンスの重要性和市民の関わり方などが論じられている。さらに、第V部では、第IV部までの各論文による環境ガバナンスの到達点と課題を整理すると共に、今後の持続可能な発展のための環境ガバナンスのあり方について論じている。

2 第I部 なぜ今環境ガバナンスか

第I部は、環境ガバナンスの意義と課題、研究の方向性などの三章構成で展開されている。第一章は、本書の導入部として環境ガバナンスの意味と役割を、さまざまな分野で展開されている他のガバナンスとの比較から論じている。この中で著者らは、まず環境ガバナンスを、「上(政府)からの統治と下(市民社会)からの自治を統合し、持続可能な社会の構築に向け、関係する主体がその多様性と多元性を生かしながら積極的に関与し、問題解決を図るプロセス」と定義している。この定義は、宮川・山本(二〇〇二)による「ガバナンス」の定義に依拠しつつ、グローバル・ガバナンス委員会の報告書(一九九五)におけるガバナンスの定

義、とりわけ緒方貞子氏の序文を参考にしている。緒方氏はグローバル・ガバナンスの議論において、「統治」と「自治」の統合の上に成り立つ概念が「ガバナンス」であるとの立場に立っているのであるが、著者らの定義は、環境問題の特徴も踏まえた上でこのような定義を行っている点で評価できる。続いて本章では、環境・資源管理をテーマに、より具体的な環境ガバナンス論の可能性を論じている。特に、参考になる議論としてコモンズ論と社会関係資本論を紹介しているが、これらの議論は環境ガバナンス論にとって有益な情報を与えてくれている。両者の議論は、地域レベルの具体的な環境資源の管理について重要な示唆があり、これらに外部の政治、経済制度の在り方も含めた環境ガバナンスは、環境・資源管理の問題を扱うにあたって大きな可能性を秘めていることが理解できる。また本章では都市環境、地球レベルでの環境を対象として環境ガバナンス論の必要性と課題、潮流が示され、そのまとめとして、より具体的に持続可能な社会に向けた戦略的アプローチを考えていく上でのいくつかの課題を挙げていく。これらの課題に対して自ら解決の方向性を示しているが、ここでは最後に著者らが指摘した問題提起を取り上げたい。すなわち、環境ガバナンスの主張する基本的な考え方は明確であるが、具体的な事例を対象とした場合、主張

に即した分析枠組みが用意されているとは言い難いという指摘である。この点については、今後ガバナンスの分析方法が与えられることが必要であるが、本書は六、七章でのゲーム理論の展開を含めいくつかの分析枠組みを提示しており、既にその先駆的取り組みとなっている。

続く第二章では、環境ガバナンス研究の方法として、契約論的視点に立つ環境コントラクトガバナンス、社会関係資本の視点に立つ環境アソシエイトガバナンス、リスク分析の視点に立つ環境リスクガバナンス、環境効率性の立場に立つ環境エフィシエンシーガバナンスの四つを提示している。それぞれ抽象的な説明にとどまらず、具体的な事例を挙げてその有用性を議論しているが、四つの方法に共通する分析枠組みは経済学である。環境ガバナンス研究において経済学が果たす役割を再認識するものであるが、環境問題の複雑性を考えれば、経済学はあくまで一つのツールとして機能することは言うまでもない。本章の最後に、著者は自身が示した四つの方法は個々の研究方法として留まるのではなく、「総合的ないし統合的に思考される方法」と述べている。そして、リスク分析の視点に立つた環境ガバナンスを基軸に、それ以外の三つの方法で統合化を図り、さらに地域レベル、国レベル、多国間レベル、全球レベルと

いった空間的な枠組みでの視点も加えて、各種環境問題における統合的環境ガバナンス研究の方法を構想している。

環境ガバナンスを論じる際、人間社会のシステムと自然界の相互作用を常に意識しなくてはならないが、その媒介となるのが科学技術である。第三章では、そうした科学技術をガバナンスの対象とし、まず科学技術がもたらした自然および人間社会への副作用の現象と、そのような副作用が生まれた要因について論じている。かつてはその時々々の権力者が技術開発のガバナンス主体となり、また現代社会においては巨大企業が技術の利益享受者となり、巨大企業の利益とその他の主体の利益が大きく離したために、市民や自然環境には負の影響が生じたと説明している。それでは真のエコテクノロジー開発のためのガバナンスとはどのようなものだろうか。著者は、技術ガバナンスの主体は市民であるとの認識から、これからの技術開発は市民技術にあるべきとし、市民技術による環境共生社会モデルを示している。現在都市工業社会を目指す途上国も、更なる都市工業社会を目指す先進工業国も、市民技術を中心とする環境共生社会へ舵を切らなくてはならないというのが著者の見解であるが、この章で示している中国や日本の事例はその萌芽の段階である。技術ガバナンスの主体が市民にあるべきということには

異論がないが、そのための社会を構築するための具体的な体制づくりやプロセスにおいては、今後の活発な議論が必要であろう。

3 第II部 非政府アクターと環境ガバナンスの構造変革

第II部では、NGOや企業におけるCSRなど、非政府アクターが環境ガバナンスの構造変革に果たす役割、意義を検討している。

第四章では、国際NGOの役割を論じており、その役割には政府または政府間組織の知見や政策的欠落を補完すること、地球環境ガバナンスの構造的変革に寄与することの二つがあるとしている。このような結論に至る事例分析としては、グリーンピースがノンフロン冷蔵庫の商業化において果たした役割を検討しており、グリーンピースの存在が日本やドイツのメーカーの意思決定にどのように影響したのかが示されている。この分析においては、戦略的架橋の概念を用い、グリーンピースが戦略的架橋として行動したことにより、最終的には異なるアクターにとってフロン代替技術の商業化と普及が共通目的となったと論じている。著者は、ドイツ、日本の主要なアクターに対してインタビュー調査を実施しており、その調査を通じて、この問題の背景と経過、各アクターの振る舞い、主要家電メーカーの意思決定要因と阻害

要因などを検討している。この分析の有益な点は、単にグリーンピースの果たした役割を論じるのではなく、ノンフロン冷蔵庫の商業化の意思決定にあたって、社会的・政治的な背景はいかなるものであったか、またグリーンピース以外の主体が果たした役割を十分とらえている点である。

第五章で扱う非政府アクターは企業である。企業はCSRを通じて環境問題に取り組んでおり、環境ガバナンスにおいても重要な役割を担っている。しかし、著者が述べているように、CSRは未だ学問的な検討が十分ではない。そこで本章では、CSRの現状、我が国におけるCSRが環境重視型である要因、国家法に基づく伝統的ガバナンスとCSRの関係を論じている。現在のCSRは本業に組み込まれており、CSRを考慮して経営を行うことは、本業を成り立たせる上で意味のあるものとなっている。しかし、国際的には我が国のCSRは遅れており、その理由として著者は、我が国では消費者団体やNGOが欧米と比べて活発ではないこと、企業はすでにCSRの柱とされる環境や労働について、公害問題への対処や終身雇用などを通じて果たしてきたという意識が働いていることなどを挙げている。最後に本章では、環境法政策とCSRの親和性について議論している。環境問題が複雑化し、

関係するステークホルダーも多くなると、これまでの規制的手段から、企業の自主的行動計画などの自主的手法が望まれる。環境法政策の中の自主的手法とCSRは調和しており、最近の環境配慮促進法の制定によって、より環境法政策とCSRは親和的になっていくと指摘している。

続く第六章は、開発と環境保全に対する社会的合意形成の問題を扱っている。環境問題のあらゆる場面において、その利害関係から様々なコンフリクトが生じる。その顕著な例が開発者と住民との間の環境リスクコミュニケーションであろう。環境リスクを伴う開発は世界中で行われているが、開発を行う場合のリスクコミュニケーションが失敗に終わるケースは多い。本章では、相手の不安や認識を理解することが重要であり、それが共有知識となることで対立や不信が解消することを、ゲーム理論により説明している。そして、それらが共有知識となっていない場合には、関係主体間に解消しがたい不信が生じることを示し、逆に共有知識が成立している場合どのような改善が見られるか、また共有知識は如何にして形成されるかが検討されている。このようなゲーム論を利用した展開はその普遍性を論じる上で有効であり、開発におけるリスクコミュニケーションを成功させるために有用な情報を与えてくれている。

4 第三部 ガバナンスから流域問題を考える
第七章では、河川の流域圏におけるガバナンスのあり方を論じる第一歩として、流域連携の可能性を外部経済モデルにより明らかにしている。この外部経済モデルでは、外部性は上流から下流への一方向に生じるものであると仮定されている。その仮定の下で上流と下流の産業の利潤関数を検討し、流域全体での最適状態がどのような状況で生じるかが検討されている。結果として、取引費用がない場合は、自発的交渉の帰結として最適状態が実現する、というコースの議論を紹介している。

これらの解説の後、著者は流域連携の阻害要因として、取引費用と私的情報の二つを挙げている。そして流域が都道府県などのように上位の行政単位に含まれる場合は、上位の行政機関による取引費用削減の働きが期待できるとしている。但し著者も指摘しているように、実際には都道府県などが介入しても困難な場合も多い。しかしながら、本書の第九章でも紹介されている矢作川流域圏のように、関連する自治体を中心とした流域連携の取り組みも見られることから、上位行政機関でなくても市町村の連携が古くから見られるところはその可能性も高いと考えられる。一方、私的情報についても、流域連携を進める上では、上流と下流の意思決定の条件を相互が理解する必要があること

が示されている。その上で、高知県の森林環境税を事例にこのような制度が持つ意味を考察しているが、森林環境税あるいは水源税は、法定外目的税として近年さまざま自治体で導入されつつある。このような税制の検討においては、本章で指摘しているような意味での流域連携も視野に入れて検討する必要がある。

続く第八章では、流域管理の困難さの特徴に対処するためには、従来のような河川管理者による一元的なガバナンスから、協働型のガバナンスへの転換が重要であるとして、社会関係資本の形成を促すためにはどのような政策手段、政策的投資が必要かについて、主として河川流域における流域連携支援の取り組みを事例に展開している。その中で、社会関係資本の形成にあつての公共政策の関係性について論じており、社会関係資本の形成にあつての政府介入について否定的である議論と、肯定的である議論を紹介している。著者は肯定的立場に立っていると考えられるが、その理由は、内部結束型は自治会や既存の市民団体として蓄積されており、河川管理者が新たに介入する必要性は低いが、流域圏内には自治会などの多くの内部結束型組織があり、これらの連携をどう図るかという点において政府介入の必要性があるためである。次に、流域連携支援の具体的事例として、滋賀県大津市に設立されたウォーターステ

ション琵琶を取り上げている。そこでのヒアリング調査などにより、「施設利用・広報支援」と「協働・コーディネート」という連携支援策が、橋渡し型社会関係資本の醸成に有効であったことを明らかにしている。この事例の場合、国土交通省が業務委託した民間企業による流域連携支援事務局の能力がその成否を分けたと考えられるが、流域連携の醸成のためには、コーディネートを行う能力を持った人材の確保やその育成を、社会関係資本への政策的投資として行うべきであると言えよう。

環境問題に対する様々なアクター間の利害調整は環境ガバナンスの重要なテーマの一つであるが、第九章では愛知県矢作川流域での水質保全活動を事例として、流域水管理における主体間の利害調整の在り方について議論している。そこで着目しているのが、矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）である。矢水協は被害者であつた農業者、漁業者が中心となつて結成されたのであるが、そのきっかけは農業者団体の職員らが流域の農業、漁業団体に呼びかけ、さらに水道水として利用していた自治体にも参加を呼びかけたことである。この章では、オルソンによる集団行為論に依拠して矢水協の成立について議論を展開している。特に、大集団形成における選択的インセンティブの存在とリーダーの存在に着目しつつ、矢水協の結成を議論して

いる。矢水協の目的である汚染防止と水質保全には各会員団体にとつて集合財である。しかし、このような大集団が結成されるためには、オルソンの集合行為論に従えば、選択的インセンティブが必要となる。矢水協の組織化においては、各会員団体には以下のインセンティブが働いたと整理している。すなわち、農業者・漁業者にとつては、生産活動を行うための水資源の確保、同時に住民の立場からの安全な飲料水の確保、中・下流自治体にとつては、安全な飲料水の確保と、汚濁に起因する水量不足の回避、上流の自治体にとつては地域経済の活性化へのきっかけや公害防止行政・環境行政の推進である。次にフロッリッヒが指摘したリーダーの存在が、組織を形成し集合財を供給するように働きかけるといふ議論を裏付けるように、矢水協においてもリーダーの存在が重要であり、当時それは明治用水土地改良区に所属する人物であつたことを指摘している。その彼が、矢水協を引っ張るリーダーシップを発揮すると共に、結成と拡張、活動にかかわる取引費用を多く負担していた。この経緯は、オルソンの小集団における費用負担の問題から集合財が過小供給になることを防ぐ材料を提供している。

5 第IV部 都市のガバナンスを改善する
第一〇章では、まずサステイナブルシティ

くりに必要な政策統合について、欧州の環境政策統合の過程を詳細に整理している。著者は、環境政策統合が実際に進まないのは、具体的に各政策においてどのように環境政策をとればいいのかわからないといった問題があつたと指摘している。そして、その後の経過としてECは一九九七年のルクセンブルグサミットで環境政策統合を実施するための方法を明示する作業を開始したが、それでも依然としてなかなか進まない環境政策統合の実現の足かせとなつているのが、財政問題と計画、指標、パートナーシップ組織が政策決定プロセスに制度として組み込まれていないことであると考えている。つまり、環境政策統合を現実に進めるためには、計画、指標、パートナーシップ組織がツールとして必要であるが、そのツールの機能を発揮するためには、予算編成や制度の中に政策統合を実現するシステムを構築することが不可欠であると締めくくっている。市民参加については、まずサステイナブルシティづくりにおける市民参加の意義を展開し、さらに市民参加の形態を整理している。その中で、サステイナブルシティづくりのための市民参加の形態は協働型であるとし、協働型市民参加の方法、効果、問題を示している点は、今後の市民参加を進める上で重要な役割を担っている。そして、日本の市民参加の先進事例である西宮市の取り組みとして、

環境学習プログラムを通して市民が環境活動を主体的に実施する仕組み作りを紹介しているが、これは日本のサステイナブルシティづくりのための市民参加の成功例と言える。このように著者は、おもに欧州のサステイナブルシティづくりの取り組みや経緯を紹介したうえで、さらに日本における先進事例について詳細な分析を行つており、サステイナブルシティづくりのために、環境政策統合と市民参加をどのように行つていけばよいかといった提案を行つている。

多くの途上国ではローカルアジェンダ21(LA21)を策定するための能力が十分ではない。それを受けて先進国の国際援助機関や国際NGOが途上国の地方自治体を対象としたLA21の作成支援プロジェクトを行つている。第一章では、主にタイで進められたLA21作成支援プロジェクトが、都市の環境ガバナンスに与えた成果と課題を検討している。その中でタイで進められた三市のLA21作成支援プロジェクトについて、住民参加のレベルとインセンティブの相違を分析している。著者はタイの三市におけるLA21作成過程における住民参加は、参加することで便益を得ると考えた住民が市長や自治体の呼び掛けに応じて会合出席するという形で進められ、トップダウン型の住民参加の域を出ないものであつたことを指摘

している。三市で進められたLA21が実際に具現化されたかどうかの分析では、三市ともほぼ同程度の総合成果を達成し、ある程度の成功を取めたことが示された。一方で、課題点も指摘しており、それは本来期待した補完性原則から新たに付随して生じた理念の実現、民主主義理念の実現、環境管理事業の効率改善については十分な成果が得られなかつたことである。これらの課題の克服のために必要なこととして、いくつかの提案を行つている。その中で、特筆すべきは、LA21の作成支援プロジェクトにおいては、参加の範囲を策定プロセスだけでなく、実施及び点検・見直しプロセスにも拡大するという提案である。自ら参加したLA21を実際に実施する段階や評価するプロセスにおいても住民参加を促すことが有効であることは、最近のPDCAサイクルによる我が国の自治体での計画策定においても見られることである。

6 第V部 環境ガバナンスの戦略的課題

第一二章は編著者である松下和夫氏による本書のこれまでの論考を踏まえた上での環境ガバナンスの到達点と課題の整理である。第一章までで明らかにされた到達点を列挙した上で、著者は今後の持続可能な社会の形成に向けた環境ガバナンスにおいて検討すべき課題として五

つの点を挙げている。その中で著者は持続可能性の指標をどのように見出すかという課題を挙げて、ことに着目したい。環境ガバナンスにおいて、持続可能性をどのように評価するか、またその指標をどのように設定するかは重要な課題である。これについてはOECDが提案しているPSRRアプローチにおける環境指標や、国連CSDにおける持続可能な発展指標などが参考になるだろう³。また、政策立案の段階から企業や市民と協働して問題解決に取り組むという協働原則の必要性にも着目しているが、本書でもいくつかの章において協働型環境ガバナンスの事例が紹介されている。このような課題については、多くの事例を積み重ねると共に、本書でも適用されているゲーム理論などによって政策立案における協働のあり方を探る必要がある。

終章である第三章は、現代環境問題の新しい特質と現行環境政策の欠陥を明らかにし、今後の環境ガバナンスのあり方を論じている。著者が指摘している現代環境問題の特質は以下の三点である。まず第一に経済活動の拡大と技術的能力の発達により、自然や生命を根底から破壊する危険性が高まっているという点である。第二に個別的な対処療法では解決できない構造的問題が中心になってきたことである。第三には、環境問題の空間的・時間的スケールが拡大し

てきたことである。これにより、環境影響をめぐる因果関係の立証や対策の合意形成を難しくする。このような特質に対処する環境ガバナンスを構築することは極めて困難ではあるが、対処できなければ人類の滅亡にもつながる。

環境政策の欠陥は、まず予防・予見的ではなく、これにより不可逆的な被害が発生したと指摘している。さらに問題が発生してから事後的に対処する対処療法策であったこと、個別的・選択的政策であり総合的ではなかったことなどを挙げている。この章の最後では、著者は持続可能な発展のための、現代環境問題の新しい特質と環境問題の水平的、垂直的相互依存関係を踏まえた重層的環境ガバナンスの必要性を説いている。本書では重層的環境ガバナンスの重要性が説明されているが、著者が述べているように、「グローバル、リージョンナル、ナショナル、ローカルといった重層性を伴い、各層間が相互作用を伴って動態化している重層的環境ガバナンスの構造と機能を明らかにし、そこへの移行戦略を構築」することは重要な指摘である。

7 まとめ

京都議定書の第一約束期間（二〇〇八年～二〇一二年）の前年に本書は発刊された。地球温暖化問題が認識され始めてから二〇年近くが経つが、問題が進行し有効な環境政策がなかなか

か見出せない中、環境ガバナンスに対する期待は年々増しているように思われる。本書は、現代の環境問題の複雑さを認識しつつ、現時点の環境ガバナンスの到達点と課題を示した研究成果であり、今後の環境ガバナンスのあり方と環境ガバナンス研究の方向性に重要な示唆を与えてくれている。特に本書は持続可能な社会を構築するための環境ガバナンスを目指した学際的・研究成果であることに大きな特色がある。環境ガバナンスの枠組みと周辺議論を理解するガイドランスとしても、また第一線の研究成果を知る上でも参考となる良書といえよう。

注

(1) 松下和夫『環境ガバナンス論』京都大学出版会、二〇〇七年、四頁。

(2) 前掲書、五二頁。

(3) 例えば村上篤司・藤川格司・石川良文『環境情報科学』、共立出版、二〇〇八年を参照されたい。

上田昌文・渡部麻衣子編

『エンハンスメント論争——身体・精神の増強と先端科学技術』

(社会評論社、二〇〇八年)

植原 亮

『エンハンスメント論争——身体・精神の増強と先端科学技術』は、エンハンスメントがもたらす社会的・倫理的・文化的インパクトを扱う。本書の公刊は、エンハンスメントをめぐる今後の議論の展開にとって貴重な貢献となるだろう。

エンハンスメントとは、技術的な手段を用いて、人間が備えているさまざまな能力を標準以上に向上ないし強化・増強することである(さらに、人間が元来備えていないような新しい能力の獲得をも含む)。身体能力の増強としてすでに存在するのは、スポーツにおけるドーピングや、美容整形外科手術などであるが、エンハンスメントをめぐる議論では、さらに発展した技術にもとづくものも考察の対象となる。遺伝子技術やナノテク、脳神経科学に基づく技術を含む医療技術や、認知科学、情報技術など、とりわけ二〇世紀の後半に長足の進歩を遂げた分

野の応用技術、あるいは今後の著しい発展が見込まれる先端技術のもたらす成果が、エンハンスメントを可能にする目される技術的手段である。たとえば、ナノ医療の進展は人工赤血球の開発をもたらす可能性があるが、それによって循環器系の機能を強化すれば通常以上の水準にまで運動能力を高められるかもしれない。しかし、こうした身体能力の増強よりも印象的なのが、知的・精神的能力の増強の例だろう。薬物の服用や遺伝的改変を通じて、脳内における神経伝達物質の産生を活性化することによって記憶力や集中力を高められるかもしれないのである。

本書にあるように(二六頁)、エンハンスメントがもつ独自の性格のひとつは、これまでの医学の目的と照らし合わせることで、いつそう明瞭化することができる。すなわち、従来の医学が健康の維持や回復を主眼としてきたのに対して、エンハンスメントは、そうした範囲を超えて「回復するより改善する」ことを目指すものなのである。一般に医学には人間への技術的介入という側面を見出すことができるが、それは健康の維持や回復というほとんど普遍的といつてよい価値に照らして許容されるものである。これに対し、エンハンスメントに見られるような健康という目的を超えた技術的介入には、賛否両方の立場からさまざまな議論が展開

されることになる。いうまでもなく、それゆえにこそ論争が生じ、それがまさしく本書の主題にほかならない。

ここで本書の構成について述べおきたい。本書は若干変わった二部構成である。「ペター・ヒューマン——人間増強の政治学」と題されている第一部は二三本もの論文からなるが、この第一部は二〇〇六年にDEEMOSという英国の民間団体から出版された*Better Humans*という著作の翻訳である。これに対して第二部「エンハンスメントと生命倫理」は、日本の論者の手になるエンハンスメント関連の論文七本から構成されている。以下では、第一部と第二部のそれぞれについて順にコメントし、本書の特徴および、それがエンハンスメントをめぐる議論へどう貢献するかを述べていきたい(ただし、論文総数は二〇本にものぼるため、残念ながら本評では触れることのできない論文や論点も少なくない)。

第一部の基本的性格について

第一部の性格については、編者のひとりである渡部麻衣子氏による「はじめに」を参照するのがよいだろう。渡辺氏によれば、この第一部の原著を出版したDEEMOSという団体がモットーとするのは、「日常のデモクラシーのためのシンクタンク」である。その活

動の対象は、本書で扱っているような科学技術のほかに、公共サービスや芸術と文化、世界の安全保障など六つの領域にわたるといふ。DEMOSの実際の活動は、そのモットーが示唆するとおり、主としてこれらの領域において一般の人々が日常の議論を交わすことを可能にする「場」の形成を目指すものだ。そうした場における議論を通じて日常のデモクラシーを実現することが、DEMOSの目標にほかならない。

このような目標を反映して、本書の第一部が収める諸論文は、まずはエンハンスメントという問題領域に人々をいざない、人々が日常においてエンハンスメントについて議論するための「場」を提供することに資する度合いを基準として選択されたのだと見なすことができる。すなわち、ここでわれわれが触れるのは、周到に構築された専門性の高い議論を提示しようという論文ではあまりない。それよりは、どちらかといえばいわゆるジャーナリスティックな文体で、医師や生物学者、科学ライターや作家などのさまざまな観点から書かれた短めで親しみやすい論文なのである。

なるほど、エンハンスメントについて議論する際に、なにも哲学者や応用倫理学者が提示する専門的な議論に触れることから出発せねばならないということはないだろう。また読者がそ

うした議論のスタイルに習熟していると想定すべき理由もない。むしろ、読者が現実におかれている立場が多様性に富んでいることを考えるならば、整理された論点ごとに厳密な論理を展開していく精緻な構造をもった論考よりも、雑多な要素を含んだ日常生活の場面と地続きであるような、直観や印象にもとづく了解をもたらず戦略をとった方が、必ずしも専門的な学術研究者ではない多くの読者に対して訴求力をもつと考えられるのである(編者の渡部氏もおおよそ同様のことを述べている)。しかもそれは、主要な論点を一度に把握することを可能にする、いわば一望性ともいふべき性格をもたらすという利点にもつながっている。さらにいえば、こうしたスタイルによって第一部は、人類の将来の方向を考えるうえで重要性を見出さるにもかかわらず、限られた論点の細部を追究する学術論文では議論しにくいような、よい意味で大胆といつてよい未来的で壮大なヴィジョンを提示し、それを議論の俎上に乗せることにも成功している。

日常性や一望性をもつ導入としての意義

以上の点を具体的に示すために、第一部収録の論考のいくつかを瞥見していきたい。はじめに、第二章「人間性を改善してはいけないのか」を取り上げてみよう。この章を執筆したの

は、エンハンスメント推進派であるアーサー・カプランである。カプランは、冒頭でいきなり遺伝子工学や脳神経科学に基づくエンハンスメントをとりあげるのではなく、ひとまず身近な事例として眼のレーザー手術の話から論述を始めている。ここでカプランはおおよそ次のように問う。このレーザー手術によって、私が標準以上の(つまりは二・〇以上の)視力を得たとして、それは道徳的な悪をなしたことになるのだろうか。あるいは、他の人がこの手術を受けられないとしたら、それは不公平なのか。格別の努力をしたわけでもなく、ただ横になって手術を受けただけで視力を改善したことに問題があるだろうか。そして、このような視力を得たことは何か人間性を損なうことを意味するのだろうか、と。カプランはレーザー手術という事例から出発することで、読者にこうした問いに否定的に答えるように誘う。

レーザー手術を事例に借りてはいるが、これらは実は、エンハンスメント一般をめぐる論点として代表的なものばかりである。したがって、カプランの誘惑に乗せられてしまうと、人間がもつ他の身体的・知的能力のエンハンスメント一般に対しても許容する方向への一歩を踏み出すことになるわけだ。論証上のこうした戦略が実際にうまくいっているのかどうかはともかく、上で述べたジャーナリスティックな文体

とは、ひとつには、日常的な事例から出発して一般的な議論へと向かうこうした論述のスタイルを指している。

このような導入のあとでカプランは、第二章の残りの多くを、エンハンスメント反対論の牽制に費やしている。カプランは個々の論点について以下のようにいう。人間への介入行為と公平性とは切り離して考えることができるので、公平性を脅かすという懸念はエンハンスメントを斥ける必然的根拠にはならない。幸福を導くのは努力だけとは限らない。あるいは、固定的な人間性ないしは人間本性などという観念は進化論的観点とは相いれず、進化論はかえって技術がもたらす人間の変化と親和的であろう。どの論点についても、カプランは、手短であるが核心をついた応答を反対派に投げ返している。こうした作業を通じて、エンハンスメント一般の許容可能性を、いわば一望のもとに示すそうというのである。いや実際にはもちろんわずか一〇頁たらずの本章がそこまでできるはずもない。それゆえ厳密にいうならば、「示す」という方は適当ではなく、あくまでもエンハンスメント擁護のための議論の方向を示唆するにとどまる。したがってその意味では、カプランの作業は議論や論証そのものの提示というよりも、今後詰められていくべき細部を残した議論図式、つまり議論の骨格の提示というのが正しい。

い。

前述の通り、こうしたある意味でのラフさは必ずしも悪いことではない。エンハンスメントなる主題にはじめて触れる読み手の負担が少なくして済むため、本章は本格的な議論への入口として格好の材料になると思われるからだ。また、この主題にあるていど慣れた者にとつても、積極的な推進派の代表的主張を一望的に確認するのに非常に便利である。それゆえ、推進派の主張に賛成するにせよ反対するにせよ、本章はなかなか貴重な議論のたたき台を提供してくれるのである。

第二章が備えている日常性や一望性といった特徴は、第一部の他の章においても見出すことができる。たとえば「永遠に生きたい男」(第四章)は、エンハンスメントによる人間の反老化・長寿命化を扱う章だが、ここでもやはり精緻な議論の提示が主眼にあるわけではない。本章の記述はもっぱら、ド・グレイという反老化・長寿命化の主導者へのインタビューの様子や、彼が科学者集団やメディアにどのように受け止められているかの描写に割かれており、その主張や理論、およびそれらをめぐって生じる論点については、むしろ簡単に触れられるにとどめられている。この点でやはり本章についても、エンハンスメントの推進者が社会とどのような接点を有しているかを描き出すことで、読

者の日常との連続性が確保されている、と評価すべきであろう。

あるいはステイヴン・ローズの手になる第六章「脳を得る」をみてみよう。この章はまず、遺伝学に続く科学の潮流として脳科学が急速に発展したことをあげ、脳科学の技術的応用の実現可能性を語ることから始まる。そのうえでローズは、社会的問題の医療化、治療とエンハンスメントの境界線、マインド・リーディングや軍事利用といった論点(エンハンスメントに限らず脳神経倫理学において主題的に扱われるものも含まれているのだが)を簡潔に紹介し、最後に科学技術の今後の方向性を決定していくに際しての市民参加の重要性を訴えている。本章もまた一〇頁足らずの分量に収められているため、必ずしも関連する論点を網羅するものではないが、しかし入門者にも専門家にも有用な一望性を備えていることの意義は大きい。

以上のように、本書第一部に見られる日常性・一望性という特徴に、論点の網羅性や論理展開の厳密さの欠如につながる面があることは否めないにしても、第一部に期待される役割を考えれば、そうした特徴はむしろ大きな利点をもたらすものとして積極的に評価できるのである、と評価できるのではないだろうか。

ヴィジョンの提示——超人主義をめぐる
 ときに、日常性や一望性に加え、「ヴィジョンの提示」を第I部のもうひとつのポイントとして挙げた。これはどのようなことを意味しているのだろうか。それは以下でみていくように、おおよそ「超人主義 Transhumanism」に関わっていると思われる。

超人主義とは、個々のエンハンスメント技術について論じることを主眼とするよりは、そうした技術が集積的にもたらす人類の未来のあり方を全体的に指し示そうとする思想にほかならない。超人主義は、人間がさまざまな技術的手段によって知的・身体的エンハンスメントを行い、それを通じて、やがて現生人類としての状態を超越して超人類という存在になっていくだろうと予測する。あるいはさらに積極的に、超人類になるべきであるとも主張する。もう少し具体的に超人類を特徴づければ次のようになる。健康状態を維持したまま長寿命化している。認知能力は現生人類を大幅に上回り、また新しい形態の認知能力を獲得している。情動を制御し、強化された共感能力にもとづいて他者と巧みに協調する。身体については、遠隔的な身体を有していたり、場合によっては人格を脳空間へアップロードすることによって脱身体化していたりする、といった具合である。こうした主張を空想的すぎるとしてあまり真剣に

は受け取らない人々がいる一方で、近年では世界超人主義協会が設立されて賛同者を集めており、また反対派でもフランシス・フクヤマは「もつとも危険な思想」と呼んで超人主義に注意を喚起している（本書二一―二二頁）。

超人主義はやや極端な立場であるが、エンハンスメント推進派の極北に位置するという意味で、少なくとも、一種のランドマークとしての機能を果たすものと考えることができる。つまり、エンハンスメントをめぐる論争状況を把握するための参照点として役に立つのだ。本書第I部には（第II部にも）、超人主義を主題とした論文やそれに関連した論点を含む論文がいくつか収められているので、超人主義についてまづ何らかの観念を得たいという場合に好適の材料となるだろう。

たとえば、第五章「種族としての超人主義者」は、超人主義の歴史的源泉を探りつつ、その現代的特徴を述べたものである。また、超人主義は人間の長寿命化を主張するが、第九章「さらなる命を」がこの論点を扱っている。あるいは、超人化をもたらすエンハンスメント技術についての展望が、第三章「指数関数的発展の世界へようこそ」で提示されている（なお本章を執筆したニック・ポストロムは超人主義の代表的人物である）。ここで開陳される、ナノテクや情報科学、認知科学の収斂ないしは結集

によって人間の超越を可能にする技術がもたらされるとする展望は、超人主義の技術的実現可能性を論じる文脈で多く共有されている。将来、人間の超越が現実にも可能となるかどうかはおいでも、このような技術的展望は、エンハンスメントをめぐる議論が次に対象とすべき技術の領域をも示唆していて実に興味深い。

以上の意味するところは何だろうか。ある観点からみると、エンハンスメント論争にはふたつの方向が存在しているように思われる。ひとつは、現在において実現しつつあるようなエンハンスメント技術の成果が、現在の人間観や法体系と軋轢を生み出さないように両者を折り合わせていくことを目指した、いわば現在密着型の方向である。もうひとつが、エンハンスメントと、われわれが尊重すべき価値の体系や望ましい未来の人間像との関係について論じる方向、つまり未来のヴィジョンに関わる方向である。本書の価値は、前者の現在密着型の方向のみならず、超人主義をめぐる議論を通じて後者の未来的ヴィジョンに関わる議論の方向をも提示している点にある。

この点は比喩的に述べてみたい。大海を航行中の帆船が難破することなくうまく航路をたどっていくためには、たとえば、嵐に逢ったあとでは破損箇所を確認ししかるべき修繕作業を行わねばならないし、また指揮系統に乱れがあ

れば整え直したり新しい指揮系統を組み直したりしなければならぬ。このように大小さまざまな危機をその場で巧みに切り抜けないら、帆船は大海を航行していく。こうした日常的な業務が重要ではあるのはもちろんである。しかしそれに追われて、帆船の目的地がどこであったか、そもそもなぜそこを目的地として選んでいるのか、といった問いを等閑視するべきではないだろう。エンハンスメント論争における未来的ヴィジョンに関わる議論の方向は、まさしくここでの帆船の目的地に関する問いに対応する。

このようなわけで、本書がもつ独自の価値のひとつは、エンハンスメントがもたらす人間の未来についてのヴィジョンを議論する土台を提供するという点に存する。とりわけ本邦では従来、新技術をどうやってうまく受容するか、といった議論はなされても、新技術を使って自分がどんな存在になりたい(あるいはなりたくない)のか、という議論は乏しかったように思われる。本書が、そうした議論の可能性を開くことを期待したい。

第II部について

評者の力量不足のせいで、第I部のユニークさを訴えたかったばかりに、第II部についてはごく簡単に触れることしかできない。第II部が

取める、本邦研究者の手になる諸論文はどれも高水準で力のこもった論文であるだけに残念だが、ともかく本評では二点だけ述べておこう。

まず第一に、日常性を重視した第I部よりも、第II部では専門的色彩が強まる。丹念に構築された論文が多く、第I部では示唆されたにすぎないような論点についても議論が深められている。第I部での導入のあとで、読者は第II部で密度の濃い本格的な議論を味わうことができるというわけだ。また、やはり第I部には欠けるところのある網羅性についても第II部で補うことができるだろう。本邦の研究者の整理能力の高さがうかがえる。

第二に、第I部がどうしても英語圏の議論に偏っているのに対し、第II部は本邦の研究者独自の貢献といえる要素が多い。たとえば、第三章において松田純氏は、人間の自己了解をエンハンスメントが脅かすというハーバマースの懸念に触れるだけでなく、そこからさらに生命観や宇宙観に照らして(場合によっては『方丈記』や『般若心経』をも参照しながら)、人間像の再検討を要請する議論を提示しているが、これには英語圏での議論にはほとんど見出だすことのできない独自性がある。あるいは島蘭進氏は、生命の価値をめぐる国際的議論の場面において宗教的文化的多様性への配慮を主張するが(第七章)、米国における保守派の議論

が特定の宗教的伝統に立脚して展開されがちであることを考えれば、島蘭氏の主張もまた英語圏では見出しがたい貴重な含蓄を備えているということがわかるだろう。

第II部に収められた諸論文は、ほとんど既発表論文の再録である。そのため、エンハンスメントが本邦で論じられ始めた最初期に書かれたものも多い。にもかかわらず、上で述べたような完成度と独自性を備えた論考ばかりであるのは、ひとえに驚きである。評者はエンハンスメントについての研究を脳神経倫理学の内部に限定して出発したためか、本書に触れるまで、エンハンスメント一般についてこのように多様で裨益するところの大きい議論が本邦で進行していたということあまり知らなかった。恥ずかしながら告白しておきたい。

触れ残した点も多いが、以上で述べたことをまとめておこう。本書は、エンハンスメントをめぐる議論の入門的ガイドとして非常に好適である。だがそれにとどまらず、本書は、個々の論点を確認し、そこから広がる議論の多様な可能性を見極めるための格好の材料をも提供してくれるだろう。さらにそうした論点が位置づけられている全体像を、いいかえればエンハンスメントをめぐる論争において背景的に提示されるさまざまなヴィジョンを把握するためにも大

いに有用である。というわけで、さまざまに準位においてエンハンスメントをめぐる議論空間を開示するというきわめて貴重な役割を本書が果たしているのはまちがいない。

イアン・ハッキング著（出口康夫・久米曉訳）

『何が社会的に構成されるのか』

（岩波書店、二〇〇六年）

岩月 拓

本書は、社会構成主義に関連する諸概念と諸問題について、比較的中立的な立場から分析を行ったものである。社会構成主義とはどのような立場なのか知りたい人にとって一読の価値があるものとなっている。

社会構成主義とは「Xは社会的構成物である」と主張する立場の総称である、とひとまずは考えることができるだろう。Xにはクオークや事実や女性難民など多様な語が入る。社会構成主義は、「クオークは社会的構成物である」とか「事実社会的構成物である」といった一見したところセンセーショナルな主張によって大きな論争を巻き起こしてきた。しかし、ハッキングの見るところ、論争はそれほど実り多いものとはなっていない。というのは、一つには、論争の両陣営（つまり社会構成主義者とその批判者）が共に冷静さを欠いており、もう一つには、「社会的構成」という言葉自体が多義

的な使われ方をしているからである。ハッキングは本書で、このような不毛な状況の改善を試みる。本書の目的は、社会構成主義を批判したり擁護したりすることではなく、社会構成主義に関する錯綜した論点を整理し、構成主義の主張に明確な形を与え、構成主義者とその批判者の真の対立点を明らかにすることによって、社会構成主義を冷静に論じるための土台を提供することである。

以上の目的を達成するために、ハッキングはいくつかの区別を導入する。その一つが、社会的に構成された主張される事柄の間の区別である。ハッキングは、Xに代入されるものの候補を、世界の中に存在している対象、そのような対象に関するわれわれの観念、対象や観念よりもメタなものを指す「真理」や「事実」等のエレベーター語の三つに区別する。このような区別によって例えば、「女性難民は社会的構成物である」という主張が、対象に関する主張、すなわち「ある人は様々な社会的出来事を通じて女性難民となる」という自明な主張ではなく、観念に関する主張、つまり「女性難民という観念（どんな種類の人が女性難民と見なされるのかに関する分類法）は様々な社会的要因の産物である」という主張であるということを明確にできる。こう理解することで、社会構成主義の主張が、女性難民という観念を生み出す社会的

な状況やそれが生み出される過程、さらには女性難民に関する分類法が個々人の振る舞いに影響を及ぼしそれによって分類法自体もまた変化するという対象と観念の間の相互作用に関する主張であることが分かるのである。ハッキングは特に最後の点に注目し、分類対象との間に相互作用の存在する分類法によって分類される種類のことを相互作用する種類（または人間の種類）と呼び、そのような相互作用の存在しない無反応な種類（クオークなど）と区別している。

相互作用する種類と無反応な種類の区別は、自然科学についての構成主義と人間に関する事柄についての構成主義の主張内容の区別に関する。女性難民のような人間に関する事柄についての構成主義は相互作用する種類に関する主張であり、自然科学の対象である無反応な種類に関する構成主義とは区別される。前者の概要はすでにみたので、ここでは後者に関する分析を紹介する。ハッキングは、自然科学に関する社会構成主義者の主張を三つのテーゼに整理する。第一のテーゼは、「物理学の理論は、現実の発展とは異なる仕方、同じくらい成功裡な別の理論として発展することが可能であった。そして、この想像上の理論は、現実の理論とは等価ではない」というものである。第二のテーゼは、「われわれは、われわれと独立な世界の

構造を記述しようとしているのではなく、世界についてのわれわれの像を描こうとしているのである。そこで描かれる構造は、すべてわれわれの世界像の中でのみ成り立つものに過ぎない」というものである。第三のテーゼは、「自然科学の成果が安定して保持され続けていることの説明は、少なくとも部分的には科学に外在的な要因（利害や様々なエージェントのネットワークといった社会的要因）を含まざるを得ない」というものである。ハッキングによれば、これら三つのテーゼそれぞれにどの程度賛同するかによって、ある論者がどんな点でどの程度構成主義的なのかチェックできるのである。

以上、ハッキングの分析から二つの論点を紹介した。もちろん、本書の内容はこれだけではない。他の主要な内容としては、構成主義者が構成主義的主張を行う目的に関する分析（第一章）、社会構成主義の知的源流に関する歴史的分析（第二章）、児童虐待に関するハッキング自身による社会構成主義的な事例研究（第五章）などがある。各章は別々の論文や講義に基づいており、比較的独立性の高いものになっている。導入と本書の鍵概念の提示を行う第一章と第二章を読んだ後、読者は自分の関心に応じて好きな章に進むことができる。自然科学における構成主義は第三章で、相互作用する種類に関する分析は第四章で、主に取り扱われてい

る。

社会構成主義を論じた日本語の書物として見た場合、本書の特徴の一つはその視野の広さにある。本書は、自然科学から人文・社会科学まで様々な領域における社会構成主義を包括的に扱っており、さらに、カントやマンハイムといった知的源流や社会構成主義には分類されないが構成主義の名で呼ばれる他の立場（社会構成主義と区別するためにコンストラクシヨナリズムと呼ばれる）にも言及している。紹介される社会構成主義的研究の主題もクオーク、熱力学第二法則、マクスウェル方程式、感情、自己、人種、女性難民、子供のテレビ視聴者、精神薄弱、統合失調症、小児自閉症など豊富であり、社会構成主義的諸研究の簡潔なレビュー集としても楽しめる。また、本書のもう一つの特徴として、社会構成主義の支持者からも批判者からも距離をおき、様々な立場を区別し概念的混乱を止すことにより、論争の交通整理を行っている点があげられる（ハッキング自身の唯名論的立場が前面に出ている第五章は例外である）。その際には、英米系哲学を専門とするハッキングの實力が遺憾なく発揮されている。翻訳も、原文の内容を補って訳すなど読者の理解を助けるよう工夫されており、英米系哲学書の翻訳としては大変読みやすいものになっている（ただし、訳語の統一や原文に対する忠実性という点では疑

問も残る。また、おそらくは紙幅の都合であろうが、原著の後半部と索引が訳出されなかったことは残念である。以上の点で、本書は、社会構成主義の全体像を一步引いた観点から理解したい人にお薦めできる一冊となっている。

アンドレ・シュミット著（粕谷憲一・並木真人・月脚達彦・林雄介 共訳）

『帝国のはざままで―朝鮮近代とナシヨナリズム』

（名古屋大学出版会、二〇〇七年）

半澤朝彦

全般に、朝鮮半島の近現代史に関する日本人の知識や認識は、いまだに量的にも質的にもかなり不十分である。自分たちが植民地化した地域、しかも隣国の現代史に関心を持ちながらない傾向は、イギリスやフランスなどにも見られる。この状態は早く卒業しないと、日本自身の自己認識も歪んだままとりかねない。

カナダの歴史家の手になる本書は、朝鮮近代ナシヨナリズムの成長をグローバル化という広い視点で論じた、朝鮮・アジア史の門外漢にもたいへん刺激的な労作である。朝鮮での日本権益の優越を国際的に認めさせた日清戦争

(一八九四年)から、日韓併合(一九一〇年)までの時期に注目し、朝鮮で発行された主要な新聞、雑誌、教科書などマス・メディアにあらわれた民族主義的ナショナリズムの言説を分析する。岡本隆司『属国と自主のあいだ』、川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』など、名古屋大学出版からつぎつぎと東アジア関係の業績が登場しているのは心強い。

広開土王碑発見のエピソードで始まる本書の主なテーマは、「民族の歴史(物語)」の創造である。民族の起源を大衆的な出版資本主義に求めるB・アンダーソンを援用しつつ、歴史家である著者シュミットは、「民族の歴史」が創造されるプロセスの内容、朝鮮におけるその「特定の形」を明らかにしようとする。広開土王碑の発見は日本経由でなされ、碑が出土した場所は中国領内であった。また、「民族(ミンジヨク)」という単語そのものが、漢字表現であるばかりか、先に「文明開化」した日本が西欧国際体制や適者生存などの近代思想を咀嚼する中で使用し始め、日本から朝鮮や中国に流入したものである。こうした事実が象徴されるように、朝鮮における「民族の歴史」は、中国と日本という「二つの帝国」の引力圏の中で紡ぎ出されざるを得なかった。

一九〇五年の保護条約以降、抗日機運が高まる中で「民族」という言葉が多用され始める。

日本の植民地経営者たちが持ち込んだ「神功皇后」神話は、日本への不信を強化した。国際体制の中でユニークであろうとする朝鮮ナショナリズムは、漢字を捨ててハンケル(訓民正音)の純粋性へ傾斜し、「民族の物語」には、神話的人物である檀君や、中国領満州にまで裾野を広げる白頭山が特別な位置を占めていく。

本書が浮き彫りにするのは、国際関係を決定する「ソフト・パワー」の重要性と、韓国併合以前の日本の「非公式帝国」の実態である。イギリス人ベッセルが関わる『大韓毎日申報』の抗日的民族主義の言説が、どれほど伊藤博文を警戒させたかは、ベッセル取り締まりのために領事裁判権の撤廃を画策し、韓国併合に至った流れに明らかである。

ところで、たとえば『朝日新聞』二〇〇七年三月一日に掲載された本書の書評には、朝鮮のナショナリズムは「日本の植民地化が始まる以前」に西欧の衝撃で成長した、と本書が主張しているかのように紹介されている。たしかに、本書の視点は、日本対朝鮮、という狭い枠組を超えるものである。グローバリゼーション研究の立場からは、ディアスポラの朝鮮人が「民族」アイデンティティに固執するようになる過程、海外における朝鮮人社会の組織化の進展など興味深い。

とはいえ、朝鮮のナショナリズムが「日本の

植民地化が始まる以前」に成長した、という主張を本書が行っているのと要約するのは、日本の植民地支配を「正式な」併合以降に限定するあまりに形式的な態度であり、著者の意図を上手にずらして日本の帝国主義を少しでも割り引こうとする「自慰史観」とも受け取られかねない。日本の露骨な権益拡大や強引なソフト・パワーの行使は、本書の主要テーマである。全国紙での書評はインターネットにも掲載され、目にした人々も多いと考えられるので、あえて指摘しておく。

訳文が硬く、読み易いとはいえないが、これとて、わが国の朝鮮史研究者の層が薄すぎ、英語に堪能で国際的に議論できる人材が不足している結果であり、翻訳の労をとられた方々の責任ではない。研究者は、いつまでも先達の多いドイツやイギリスにばかり目を向けず、アジアやアフリカを研究する勇気をもつべきであろう。本書ではあまり分らない、ロシア帝国に対する朝鮮ナショナリズムの認識やキリスト教の役割、日本のナショナリズムとの比較など、第三者的な外国人による研究が刺激となって、日本史研究のロナルド・トビのような存在になつてくれればと大いに期待したい。

信原幸弘、原塑編著

『脳神経倫理学の展望』

(勁草書房、二〇〇八年)

鈴木 真

近年良質の哲学書やその翻訳を出している勁草書房から出た本書は、脳神経倫理学の動向に関心のあるすべての人に推薦したいアンソロジーである。脳神経倫理学とは、脳神経科学と道徳哲学の交差する領域に関する研究である。脳神経倫理学には、神経科学研究を行なったり技術を臨床に適用する際に生じる倫理問題を扱ったり、神経科学が及ぼす社会的影響の評価を行なう応用倫理的側面と、脳神経倫理学の知見が道徳哲学的問題にどう関係するかを考察する道徳哲学の脳神経科学としての側面がある(二七―二八)。

このアンソロジーの利点の一つは、これらのアスペクトの多くをカバーしていることである。応用倫理的側面については、以下のような論点が扱われている。マインド・リーディング技術やそれについての言説がプライバシーの脅威となる可能性について(四章)。刑事事件内容疑者に対する精神鑑定信頼性を脳神経科学技術によって向上させる可能性について(五章)。メディアにおける暴力表現が視聴者の暴

力行動につながる可能性について(六章)。薬物によって認知機能を増強する可能性について(七章)。反社会的精神病質者に関する脳神経科学の知見に基づけば、刑事事件への対処を現在の事後処罰から予防的介入や治療に重点をおくものに変えるべきかどうか(二〇章)。道徳哲学の脳神経科学としての側面では、以下のような問題が扱われている。薬物によって記憶を除去・改変することによって人格の同一性が損なわれる可能性について(八章)。われわれが自由意志をもつという通説が、有名なりベツトらの脳神経科学実験の結果によって反証されるかどうか(九章)。fMRI(機能的磁気共鳴画像法)実験研究の知見―社会的認知や「感情」機能に関るとみなされている脳部位が道徳的推論や判断の過程で活性化しているようにみえる―から、道徳的判断や推論と社会的認知・感情の関係について何を導くことができるか(一一章)。脳神経科学の発展によって、宗教経験の生起が神のような超自然的存在を認めずに説明できるようになるのか、それとも逆に宗教経験が真の知覚であって超自然的存在を認めることになるのか(一二章)。

これらの個別的なテーマに加え、脳神経倫理学の分野的・歴史的的位置づけ、意義、問題の取扱いの難しさと危うさといった包括的内容が一〇〇ページ近くも扱われている。具体的には、脳神経倫理学の特徴と意義(序章・一章)、脳神経倫理学という分野の成立からの経過と展望(二章)、骨相学―頭蓋骨の凹凸によって能力や性格を判定できるとした説―や精神外科手術―脳を一部破壊することによる精神病の「治療」―といった過去の脳科学技術の倫理問題からどんな教訓が得られるか(三章)、といった論点が検討されている。特に二章には現在の研究を進めるのに役立つ二〇〇八年時点で最新の学会情報や出版状況が載せられているので、脳神経倫理学研究者には必読である。また私見では、奥野満里子による三章はこの本の白眉であり、脳神経科学者にも哲学・倫理学者にもそれ以外の人々にも読む価値のある章である。

以下では、この本の優れている点と多少の問題を指摘する。

専門用語には多くの場合無難な説明がなされている。ただし、例外もある。たとえば、「表象」(二九八―九、三二六―三二)、¹⁾「賦活」(一一章)、²⁾「感情価」(三〇七)といった言葉には説明が無い。「自律性」や「合理的」(六章)の条件も明らかでないため、メディアの影響で攻撃的な行動を熟慮的にとるようになってしまった人が筆者が言うように合理的・自律的ではないと言える(一六六)のか不明になっている。また、「個別の行為の道徳性について研究する規範倫理学に対し、一般に行為はいかにして道徳

的たりうるかを問う「メタ倫理学」(二八四)と書かれているが、二つの違いは個別か一般かという差ではない。何が道徳的に善いのか、何が道徳的に正しいのかといった間に答えようとするのが規範倫理学であり、そのような問に対する答えは真偽が問えるのか、だとすれば真偽は何によって決まるのか、どうやって真偽が知りうるのか、といった問題を研究するのがメタ倫理学である。

筆者のほとんどは哲学・倫理学が専門であるにもかかわらず、脳神経科学の知見については出版段階で最新のものまで網羅しようとしているようだ。そのため、各章末の文献リストは非常に有益である。ただし、心理学・刑法学などの関連分野については必ずしもそうではない。たとえば、欧米の刑事司法制度における伝統的な責任能力の判断基準であるマクノートン・ルールは認知能力の有無だけを問題にし、典型的な精神病患者は認知能力には問題が無いので、責任能力を認められることになる、という議論が出てくる(二〇章、二六四)。マクノートン・ルールが伝統的な責任能力の基準であったというの間違ひではないものの、現在では多くの批判を受けており、米国の Model Penal Code(一九六二)にみられるように責任能力の判断基準を認知能力と制御(control)能力の二本立てにする傾向があることは指摘したほう

がよかつたであろう。この基準だと、精神病患者に認知能力があつても制御能力に欠けていれば責任能力は認められない。また、精神病患者の理論理性としての認知能力には問題ないとしても、彼らの実践理性には問題がある、と論じる研究者がいることも指摘しておけばよかつたかもしれない。(eg. Mathon, H. (2005). "Moral Unreason: The Case of Psychopathy." *Mind & Language* 20 (2), 237-257).

各項目に関連する哲学的・倫理学的に基本的な論点すべてに触れようとしているので、各主題の概略を知ろうとする人にはぴつたりである。ただし、各章の分量をほぼ同じにすることが要求されたためか、粗い記述や議論もある。粗い記述の例としては、根本的な価値判断の対立についてはお手上げであるかのように述べてあるが(七章)、規範倫理学ではそのような場合の対応策に関する研究もそれなりにある。また、価値観や社会的慣行が地域や時代によって異なるということ、価値判断の真偽が地域や時代によって異なるということが区別されていない(一六、一三八-一九、一八八)。この二つの主張の区別とその重要性は倫理学入門において強調されているくらいなのだから(たとえば、ジェームズ・レイチェルズ、『現実をみつめる道徳哲学』、古牧徳生・次田憲和訳、晃洋書房、二〇〇三)、哲学・倫理学を専門とする筆者た

ちがその点に無頓着なのは残念である。粗い議論の例としては、八章の筆者は人格に関して心理的還元主義を採り(二〇三)、かつ自己同一性が大事だと言うが(二二七、二二二)、これらの議論の余地ある前提を擁護していない。また、一〇章の筆者は危険性の高い伝染病が流行しそうな場合におけるワクチンの強制的予防接種を認めながら、脳の異常から反社会的行動が生じやすいという「可能性でしかないこと」にして予防的「な治療という」介入を行なうことには、大きな問題があるだろう(二七二)と、一見不整合にもみえる議論をしている。

また、脳神経科学の知見とその適用が引き起こしうる問題について論じる時には疑似科学的な言説に利用されないように注意が必要であるという指摘(九)はもつともである。しかし、脳神経科学や倫理学の専門家でない人々がこのアンソロジーを手にとることが多いであろうことを考えると、そこで述べられている脳神経科学の知見と倫理的議論・見解がともに誤りであると判明する可能性(どこか蓋然性)をもつと強調してもよかつたかもしれない。また、脳神経科学の学術論文の推論と結論は安易に受け入れてしまつていくようにみえる箇所がある。脳神経科学のリテラシーに関して科学方法的論的方面から貢献がなされるべきだつたかもしれない(この点については、たとえば、坂井克

之『脳科学の真実―脳研究者は何を考えているのか―』河出ブックス、二〇〇九の特に第三章や、井上研『脳機能画像の認識論』へ向けて」Nagoya Journal of Philosophy 2010（予定）を参照。ただ、脳神経科学リテラシーについては、本書の作成チームが新たなテキストを用意しているようなので、それに期待して待つべきなのだろう。

このように、このアンソロジーに無いものねだりをしてみたが、二〇〇八年時点での日本における脳神経倫理に対する哲学・倫理学者の貢献の概要を知るには格好の本である。興味のある方は是非手にとつて読んでいただきたい。

小林信一、小林傳司、藤垣裕子著

『社会技術概論』

（放送大学教育振興会、二〇〇七年）

山内保典

現代社会では「社会の技術化」すなわち、社会のさまざまな活動が、技術の存在を前提とし、技術なしでは成り立たなくなることが進んでいる。その中で、技術だけが先行し、人々や社会がその変化に追いつけないことも少なくない。

その問題に対し、我々はどうすべきか。編著者らは、技術の発展を妨げるのではなく、社会が技術を安全な形で受け入れ、それによって技術が社会的問題の解決に貢献するという姿を提案する。

その実現のためには、技術と社会は相互作用しながら、ともに変化する必要がある。すなわち、社会は技術に対する期待を明確にし、技術を適切な方向に発展させ、安全に制御しなければならぬ。その一方で、社会は新技術を受け止め、有効に利用できる社会システムを作り、時には既存の慣行や制度を変化させねばならない。これが本書の目指す「技術と社会の共進化」である。

こうした考えを背景に、本書は「社会的問題の解決に貢献する科学技術とはどのようなものなのか、どのように科学技術を社会的問題の解決に役立てていくのか」という問いに対し、「社会技術」というコンセプトを軸として多面的に考える形で編まれている。

社会技術には、大きく二つの意味がある。一つは「社会のための技術」である。科学技術が浸透した社会では、社会的問題の解決のために科学技術も必要になるというものだ。もう一つは「社会の中の技術」である。科学技術がもたらす社会的／倫理的問題に向き合い、社会の中の科学技術のあり方と、その実現条件や実現方

法を考えなければ、科学技術を社会と調和させることはできないというものだ。

ただし社会技術という語の定義は、一般の学術用語ほど厳密ではない。あえて厳密に定義しないことで、「科学技術リテラシー」という語と同様に、スローガンとして社会に流通し、ある問題意識に人々を結集させるシンボルとして機能することを狙っている。本書にも、科学政策、科学史、科学社会学、科学哲学、科学技術社会論、科学教育、科学コミュニケーションなど、様々な専門家が結集し、論を展開している。

社会技術が従来の科学技術と異なる点として、自然だけでなく社会と直接対峙すること、その実現のために科学技術者だけではなく、社会を構成する人々の参加が必要になることが挙げられている。現代の科学技術と社会との接点には、「科学者に問うことはできても、科学者にも答えられない問い」が存在する。専門家にも答えられない問いに対する意思決定をするのだから、広く利害関係者に開かれた、民主主義モデルを適用し、社会的合理性を担保することが必要なのである。

こうした参加の第一ステップとして、読者には、自分自身にとつての科学技術、科学技術と向き合う自分自身を見つめ、社会／個人として新しい役割を担うことが求められる。社会技術

は「自分たちとは関係のない、遠い世界の話ではなく、私たち自身の問題であり、私たち自身に変革を迫るもの」なのである。

では社会技術について、私自身は何が出来るだろうか。本書は「社会技術」というコンセプトを打ち出し、科学技術にとって未知の領域である「社会的問題の解決への貢献」に向けて動き出す意思にあふれている。しかし、人を動かすには、意思を示すだけでは不十分である。自然科学者や市民など、それぞれの文脈の中で説得力を持つストーリーや行動のサポートも必要である。そのためには、個人や集団が抱く科学と社会に対するイメージの形成、個人や集団による意思決定プロセスの力学、行動を引き起こす原理や条件に関する研究が求められよう。認知心理学を専門とする私としては、こうした研究を進めることで、社会技術と向き合っていきたいと考えている。

本書の理解に、正しい答えは無い。それぞれの読者が、本書を肯定的／批判的に自らの思考に取り入れ、社会的問題に対する行動を思い描く―それこそが、社会技術を担う一員の役割であり、編著者らの願いであろう。次はあなたが行動を思い描く番である。

湯浅誠著

『反貧困——「滑り台社会」からの脱出』

(岩波新書、二〇〇八年)

M・シーゲル

年越し派遣村での活躍のために巷で知られるようになった湯浅誠は一九九五年からホームレスを、二〇〇一年から貧困者を対象にして活動してきており、その現場の経験を基にして日本における貧困を主題化して、『反貧困——「滑り台社会」からの脱出』という題名で著書を出版している。この著書は「貧困問題の現場から」と「反貧困の現場から」という二部に分けられている。

第一部においては日本における貧困の状態を描く。ほかの国でも、最近「格差」や「ワーキング・プアー」などのことが言われていて、その点に関して本著が描いている姿は日本だけのものではないが、副題にも出る「滑り台社会」という言葉の言わんとすることは重要なように思う。その言葉では、いわゆるセーフティネットがちゃんと機能しない状態が意味されている。セーフティネットというと、雇用、社会保

険、そして公的扶助という三つがあることを、湯浅氏が指摘している。しかし、正規から非正規雇用への変更のため比較的簡単に雇い止めを受けるようになり、非正規雇用者を雇用保険・健康保険に加入させない会社が多いため失業したときに保険を受けず、さらに生活保護という公的扶助を受けることに関しては、本人の抵抗感のために受けない場合もあるが、窓口で「まだ若いから働けるだろう」とか「家族に頼れ」などと、追い返されるといって「水際作戦」のため受けられないこともある。いったん雇用というセーフティネットから抜けてしまうと、そのまま、他の二つのネットから抜け落ちるといことが、湯浅氏の意味する「滑り台社会」である。湯浅氏は長年の経験に基づいて書いていて、貧困層の実体験を多く導入しているが、同時に多くの調査報告からの情報も用いることによつて客観性と説得力を維持している。また、具体的に例えばネットカフェ難民の生活に必要な費用とその実際の収入の関係で、その状態から抜けられない現実を大変わかりやすく説明し、仕事による収入で生活していけないが同時に公的扶助を受けるために仕事をやめなければならぬという板ばさみになっているワーキング・プアーの状況も明確に示している。「自己責任論」も取り上げ、これに対して「溜め」という概念を導入している。この「溜め」というのは一人

ひとりが持つている財産、貯え、家族、友人関係など、つまり重大な不運に出会ったときに支えになるもののことをいう。この「溜め」があるのとなお、滑り台社会」において最も重要な分かれ目となり、「自己責任論」を述べる人はこの「溜め」の重要性を十分に認識していないと論ずる。

実際は、いわゆるセーフティネットが「溜め」をもたない人たちのための「溜め」になるはずのものではないかと思うから、「溜め」がないという言い方自体は、社会が貧しい人のために機能していないことを意味するように思う。そこで、この著書で一番衝撃的だと感じたのは、湯浅氏が「水際作戦」と呼んでいる生活保護の窓口からの追い返しである。湯浅氏も指摘しているようにこれは合法的なものではないので、どうして通用するか疑問に思う。行政からの答えがあるかと考えて、インターネットで本著に関する批判や否定、反対論などを検索してみたのだが、それも目に入らない。もう少し裏づけがほしいところがまったくないわけではないが、全体的に、湯浅氏が貧しい人たちと共感しながらも日本における貧困の実態を十分に正確に、そして客観的に描いているという印象は強い。だから知られてほしい、反論を含めて取り上げられてほしい著書だと思う。貧困者のための活動に関わっている人々の中だけでプー

ムとなり、それ以外では黙殺されてしまつては惜しい著書だと思ふ。

ジグムンド・バウマン著（伊藤茂訳）

『新しい貧困—労働、消費主義、

ニューブアー』

（青土社、二〇〇八年）

M・シーゲル

ジグムンド・バウマン著（伊藤茂訳）『新しい貧困—労働、消費主義、ニューブアー』は現代において生じている貧困を取り上げているが、先の湯浅誠著『反貧困』は貧困者とのかわりの現場からの声であるのに対して、バウマンはもつと体系的かつ歴史的な視点から取り上げ、特に近代から現代までの貧困者と労働の関係を主題化している。なお、伊藤茂氏の訳は大変よいものであるが、「work ethic」というこの著書における鍵概念を「労働倫理」と訳することに多少違和感がある。これはもちろんよくある訳で、定訳と考えてもいいかもしれないが、「労働倫理」とはむしろ「work ethics」の意味になると思う。つまり「労働倫理」というと、倫理的関心の一つの領域を指す意味になるが、「work ethic」はむしろ一つの倫理観、ある

いは倫理に対する一つの姿勢や主張を指す言葉であり、労働そのものを重要な、もしくはは主要な美德とする倫理観のことである。

バウマンの根本的な理論は次の通りである。産業革命に端を発して生産の発展が加速していた近代の初頭においては、工場労働の需要が大変高まつたが、工場労働者の「予備軍」となる階層の人たちはもつと主導的に取り組める仕事に慣れていて、工場労働に対する適性も意欲もなかつた。労働そのものを美德化する教育には、その適正と意欲を育もうとするという側面もあつたが、労働を強制するのを正当化する手段にもなつていた。近代の初頭は生産社会となり、人は生産への貢献によつて評価され、仕事を持たない人は工場労働者の予備軍として見られ、次第には、その将来の貢献の可能性のためにある程度保護されるようになった。そこで、福祉国家が生まれるのである。つまり福祉は労働の「予備軍」を維持するものであつた。

ところが、生産能力が伸びるにつれ、さほど多くの生産労働者がいなくても、望まれるレベルの生産に十分に達することができるようになる。そうすると消費が課題となり、生産社会から消費社会へと変わつていく。望まれる貢献は生産ではなく、消費なのであり、貧しい人は生産ではなく、消費において貢献が乏しいから「欠陥のある消費者」となるのである。労働者

としてもはや有用性がなく、以前のように保護される理由もなくなる。従つて排除されるのである。つまり福祉国家が後退していくということである。消費社会においても美德としての労働も重視されるが、それは労働を奨励したり、強制したりするためのものではなく、仕事を持たないために「欠陥のある消費者」となつていく貧しい人たちの排除を正当化するためのものである。

ここには湯浅氏が取り上げた「自己責任論」に大変通じるものがある。バウマン氏は世界規模の状態を視野に入れて、経済体制をできるだけ包括的に取り上げ、日本を特別意識している形跡はまったくくない。湯浅氏は日本国内の現場からの視点を述べている。それほど違った視点であるが、二つの話が不思議なぐらいに通じ合うものとなつていく。

バウマン氏の話を参考にすれば、福祉を徹底させるだけで問題解決ができないことがわかる。もつと体系的な解決を目指す必要がある。バウマン氏は近代の基本的な概念である労働と収入の結びつきを見直すことを提言する。バウマン氏は歴史解釈の側面があり、因果関係を導き出すものとなつており、ほかの解釈がいくらでもできるので、バウマン氏が主張する因果関係もいくらでも議論できるだろう。しかし湯浅氏の主張との共通点自体が一種の裏づけに

もなるように思う。解釈であるとはいえ、今の世界の情勢に照明を当て、どのように対応すればいいかという対策を得るための助けとなるものであるように思う。

間瀬啓允編

『公益学を学ぶ人のために』

(世界思想社、二〇〇八年)

高浦 康 有

本書は「公益学」についての入門(概説)書である。公益学は、環境保全、科学技術の安全利用、ボランティア、NPO、企業の社会的責任、国際援助など幅広く公益活動・現象を対象とした学際的領域で、二〇〇〇年五月には日本公益学会が設立されている。すでにこの分野で先駆的に著作を発表してきた小松隆二(東北公益大学教授)をはじめ、社会哲学、企業倫理、技術哲学、公共政策、国際関係論といった各専門分野の研究者が執筆に加わり公益をテーマに横断的に幅広く論じている。大学関係者以外にも、地産地消の推進運動や地域通貨の実践家などがコラム寄稿で参加し、市民に開かれた学問領域であることを印象付けるとともに、初学者のため、より身近な語り口を心がけた構成

となつている。

焦点となる「公益」の定義については、論者によつて多少の違いはあるものの、どちらかと言えば近代的で没価値的な響きの「公共」に比して、「公益活動は、自分や自分の組織を大切にしつつも、それを超えて住民全体・地域全体のより良い暮らし、より良いまちや環境の実現を目指す活動である」(小松隆二)、「公益は、一人ひとりの物質的安定と豊かな精神性への自己形成を促すために差し出される社会の多元的時空の全体性であると同時に、個人に良く生きよと促すものである」(村田晴夫)というように、「公益」は、個人の卓越性と共同体の善を志向した古代ギリシアの政治的生(ハンナ・アーレントが活動と呼んだ領域)を範とするような理念的な営為として提示されている。個人の生き方や共同体の価値が見直される現代社会の風潮に合った概念であると言えるであろう。やや残念なのは、男女共同参画にふれたコラム(伊藤真知子)等を除き、ジェンダーの視点が乏しいことである(本書の執筆陣も、おそらく意図せずして、ほとんど男性である)。主として男性が「公」領域(職場や地域活動)の担い手、女性が「私」領域(家庭)の担い手と分断されてきた状況に対して、公益学はどのような答えなのか。既存の学問との対峙を経るなかで、公益学の基礎概念が鍛えられていくことを

期待したい。

今道友信・札野順編

『はじめて学ぶ技術倫理の教科書』

(丸善、二〇〇八年)

中村 直行

本書は、エコエティカを世界へ提唱し築いてきた今道友と応用倫理学を日本にもたらした先駆者札野が、執筆者にも恵まれ、両編者の強みを引き出した力作と言えよう。一〇年間の歳月を投じた長期プロジェクトであるにも関わらず、執筆時期の新旧によるつぎはぎが全く感じられず、よく練られている。

〈接ぎ木〉ではなく基礎づけられた応用倫理学の書を探し求めてきた評者にとって、本書は待望の書である。「応用倫理学を学ぶ以上は、応用されるどころの倫理学の基礎理論を学んでおくことは理の当然である。(略)倫理学基礎編に二つの章をさいた。(略)このような配慮をした技術倫理の教科書は世界でも始めてであろう」(p. iv、今道・札野)と自負しているからだ。

しかし当然とされるこの基礎づけは「応用倫理学(applied ethics)」とよばれる分野が台頭し、

(略)「ここでいう倫理学は、従来の文学部哲学科で研究されてきたような思弁的文献学的なものとは趣を異にしており」(p.130、梅津)とは、一見して相いれないように思われる。歴史的に言えば、応用倫理学は伝統的な倫理学から生み出されたわけではない。倫理学の基礎理論がその上に応用倫理学をしっかりと載せることは困難そうに思えるが、その成否を検証し、結果を報告・評価することを本書評の役目としたい。

では、今道の言う「基礎」と梅津の言う「応用」とは、本書の中でどう整合するのだろうか。実は「倫理学基礎」編といっても、第二章のそれは従来の倫理学であり、第三章のそれは新しい倫理学のことなのである。今道は「技術連関」を考慮し、応用しようと思えば技術倫理へも応用できる基礎倫理学を既に本書以前に構築し、「エコエティカ」と呼んでいる。本書は応用倫理学としての技術倫理を「接ぎ木」ではなく、エコエティカによって基礎づけることに成功している。

では、そのエコエティカをいかにして作り上げたのだろうか？ 本書はエコエティカを所与とし、その概要を述べる書となっているので、本書評では簡単に「伝統的倫理学から幾つかの徳目を継承し、新しい徳目を追加することによって構築されたことが、本書からも伺われる」とだけ記しておく。エコエティカや「技術

連関」の定義などの詳細を知りたい読者には、今道著『エコエティカ―生圏倫理学入門―』(講談社学術文庫)をお勧めする。

Alastair S. Gunn・P. Arne Vesilind
著、藤本温・松尾秀樹訳

『そのとき、エンジニアは何をするべきなのか―物語で読む技術者の倫理と社会的責任』

(森北出版株式会社、二〇〇七年)

北野孝志

本書は、日本でも翻訳されている『環境倫理―価値のはざまの技術者たち』や『環境と科学技術者の倫理』の著者としても有名なA・S・ガン・P・A・ヴェジリンドによって書かれた三冊目の共著の翻訳である。

しかしこの本は、これまでの著作とは違い、構造エンジニアであるクリスを主人公とした物語の部分と、倫理上の問題について解説した情報「ボックス」とで構成されており、実際にあった事例を題材として使いつつ、主人公に経験させることによって読者が追体験できるように工夫されている。主人公を「あなた」(you)と二人称で表現していることもその工夫の一つで

あり、訳者も指摘しているように、このことによつて「自分の問題として当該の問題を理解できる道」(p.224)が開かれるであろう。その意味で、技術倫理に関する本としては「新しい試み」(p.vii)と言え、画期的な著作である。

また本書は、技術倫理の講義用テキストとしても使えるように、情報「ボックス」での解説だけでなく、各章末に「議論のための課題」が用意しており、原著者も説明しているように、講義の中でそこで扱われている問題についてディスカッションができるように工夫してある(p.vii参照)。技術倫理の授業を担当し、まだ技術者になっていない学生に技術者になった後の倫理的問題を考えさせることの難しさを感じている(評者のような)者にとつては、待ちに待った著作の翻訳であると言いうことができる。

しかし、小説に登場する人物や場所、背景にある出来事や事例、関連する法律の説明などから見て、日本人である我々が「自分の問題」として考えることはそれほど容易であろうか。また、アメリカのエンジニアの事情と日本のそれとの違いという点でも、本書で問題になるような責任についてどれだけ「自分の問題」として考えられるのかは分からない。

それゆえ、この本が日本で読まれるに当たって、原著者の試みが成功するかどうかはいささか疑問だと言わざるをえないし、それが「訳書

としての限界」(p.244)でもあろう。むしろ本書をきっかけとして、日本人のエンジニアを主人公とし、日本の事情に即して日本の事例や問題を扱った著作の出現することが望まれるところである。

功刀達朗・野村彰男編著

『社会的責任の時代——企業・市民社会・国連のシナジー——』
(東信堂、二〇〇八年)

山田 哲也

本書は、国際基督教大学COEの一環として実施された「国連システムのリーダーシップと地球市民社会の黎明」の研究成果をまとめたものである。編者二名のほかに一六名の著者が、人類社会の平和と持続可能な発展のためには、平和構築、軍縮、企業活動、環境問題、金融など社会のさまざまな分野における企業・市民社会・国連(あるいは国際機構一般)による「シナジー創出型パートナーシップ」(九頁)が必要であるという視点で論文を分担執筆している。

国際社会における経済・社会的側面でのグローバル化や、情報・通信革命によるインタ

ネットの急速な進歩・普及は、良きにつけ悪きにつけ、国家の役割を変化させてきた。紛争後の平和維持・平和構築の現場では、国家の軍事要員にかわって傭兵会社の兵士(社員!)が軍事的な意味での治安維持にあたる機会が増えるなど、「暴力の集中」という意味においてさえ、今日の国家は従来のそれとは異なるのである。

そのように考えれば、社会活動のすべての側面において企業・市民社会・国連がより前面に出ることが、よりよい国際社会構築のために必須であるとする、本書の問題設定は的確である。

他方で、企業の本質が営利活動であり、市民社会が概念上、本質において融通無碍であり、国連をはじめとする国際機構が本質的には主権国家の機能的共同体であり続けるなら、究極的な意味での国家の役割こそ問われるべきであろう。このテーマについて個別的断片的な言及はあっても、正面から議論した章が見当たらないのはいささか残念である。